

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年 3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

**香川県人事委員会規則第3号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(大学教育職給料表の適用範囲) 第6条 大学教育職給料表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、<u>助教</u>、助手その他人事委員会の認める職員に適用する。</p>	<p>(大学教育職給料表の適用範囲) 第6条 大学教育職給料表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、 助手その他人事委員会の認める職員に適用する。</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。